

デイサービス かくれがにおける重要事項

第1条 事業の目的及び運営の方針

- 1 当事業所が行なう地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるを目的に生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2条 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 1 生活相談員 1以上

利用者および家族からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整

- 2 看護師 利用者11人以上で1人以上

利用者の健康チェック、保健衛生上の指導や看護業務

- 3 介護職員 利用者数が15人まで：1人以上。利用者数が15人超す場合：1人+15人を超えた人数を5で割った数を加えた数以上

利用者の入浴、食事等生活上の介護援助を行なう。

- 4 機能訓練指導員 1以上

身体機能の維持・向上を目的に訓練を行なう。

- 5 管理者 1人（管理上支障がない場合は兼務可能）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。

第3条 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
- 2 営業時間 8時00分 ～ 18時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 9時15分 ～ 16時15分とする。

第4条 指定地域密着型通所介護の利用定員

10人とする。

第5条 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- 1 内容

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 生活リハビリ

- (4) 個別機能訓練
- (5) 健康状態チェック
- (6) 送迎 等

2 利用料

サービス提供時間 7 時間から 8 時間の場合（1 割負担）

介護区分	一日の利用料金	介護保険適用時 （自己負担額）
要介護 1	7530 円	753 円
要介護 2	8900 円	890 円
要介護 3	10320 円	1032 円
要介護 4	11720 円	1172 円
要介護 5	13120 円	1312 円
介護区分	1 ヶ月の利用料金	介護保険適用時 （自己負担額）
要支援 1	17980 円	1798 円
要支援 2	36210 円	3621 円

3 その他の費用

- (1) 食費 800 円
- (2) おやつ代 100 円
- (3) 洗濯代 100 円
- (4) 交通費 通常の実施地域を越えての送迎では 1 kmにつき 50 円
- (5) おむつ、歯ブラシ、材料費（個別での作業活動、編み物、工作等）は実費

(5) のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得て行なう。

第 6 条 通常の事業の実施地域

羽島市の区域とする。

第 7 条 サービス利用に当たっての留意事項

利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

第 8 条 緊急時等における対応方法

- 1 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の

家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9条 非常災害対策

- 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第10条 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条 その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社グリーンフルーツと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和7年3月1日から施行する。

高齢者虐待防止のための指針

デイサービス かくれが

第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア. 虐待防止のための指針等の整備
- イ. 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ. 虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）
- エ. 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- オ. 虐待が発生した場合の対応

カ. 虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門や虐待防止担当者は必須。

(3) 委員会の開催頻度と記録

ア. 委員会は年1回開催する。

イ. 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

ウ. 委員会の会議内容を記録する。

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (3) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第5条 運営規程に高齢者虐待防止の取り組みを位置付ける。

- (1) 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待防止委員会を設置し、年1回以上定期的開催する。
- (2) 虐待防止を目的として年1回以上の職員研修を行う。
- (3) 虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。
- (4) 万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める

第6条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- (2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- (4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

第7条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。
- (2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者に報告する。

第9条 成年後見制度の利用支援

ご利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第10条 当指針の閲覧

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにする。

第11条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は、2025年3月1日より施行する。